

# 定 時 見 積 参 加 心 得

北海道教育庁十勝教育局長

## 1 対象契約

十勝教育局管内の道立学校が使用する物品の購入で、1件の予定価格が160万円以下の次の契約とします。

- (1) 文具・事務用品
- (2) 事務機器
- (3) I C T機器
- (4) 什器・家具
- (5) 台所・清掃用品
- (6) 家電製品

( (1)から(6)を以下「物品の購入」という。 )

## 2 定時見積りの執行

### (1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録(別紙3)及び見積目録内訳(別紙3の2)を提示して行います。

#### ア 定時見積参加地域、地域区分及び納品先

##### (ア) 1件の予定価格が30万円未満の契約

参加地域は、本店、支店、営業所又は出張所(以下「本店等」という。)が所在する別表1に掲げる地域区分に限ります。

##### (イ) 1件の予定価格が30万円以上の契約

参加地域は、本店等が所在する別表2に掲げる地域区分とします。

#### イ 提示の方法

次の(ア)から(ウ)に掲げる方法により提示します。

(ア) 北海道教育庁十勝教育局事務室の所定の場所(以下「事務室」という。)において閲覧に供します。

(イ) ファクシミリ又は電子メール等により送信します。

(ウ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。

#### ウ 提示の日時

##### (ア) 物品の購入契約

a 別添の定時見積提示予定表による。時間は午前9時から午後5時までとする。

b その他別途指定する日時

(イ) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡します。

### (2) 見積書等の提出方法

#### ア 提出方法

見積書等の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで提出してください。

(ア) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる場合(1件の予定価格

が 30 万円未満の契約をいう。) であって、見積書に相当する書類を提出する場合

a 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

b 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室契約支援係

c ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ : 0155-23-5320 (十勝教育局代表)

メールアドレス : tokakyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp

(件名には、「〇月〇日定時見積」という文字をふくませること。)

(イ) 財務規則第 165 条第 1 項の規定に基づき見積書の提出を要する場合

a 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

b 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室契約支援係

c 電子メールで提出する。

メールアドレス : tokakyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp

※見積書に代表者印を省略する場合及び c により提出する場合は、余白に「本件責任者、担当者及び各連絡先」を記載してください。

イ 見積書等の提出

(ア) 提出する見積書及び見積書に相当する書類 (以下「見積書等」という。) の右上余白に、必ず見積目録の見積記号・番号を記載してください。

(イ) 見積書等に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

なお、課税事業者にあつては見積書等に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書等に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載してください。

(ウ) 必ず品目毎に、規格、数量、単価及び金額などの内訳を記載してください。

(エ) 次のいずれかに該当する見積書等の提出は、無効とします。

a 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書等の提出

b 記載金額 (頭首金額) を加除訂正した見積書等の提出

c 記名がない見積書等の提出

(3) 契約の相手方の決定

ア 見積書等の提出期限終了後、直ちに見積書等の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格 (総価) で見積りをした参加者を契約の相手方として決定します。

イ 決定の結果は、ファクシミリ又は電子メール等により、当該見積りの参加者に対し送信します。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書等を提出した者が 2 者以上ある場合は、くじ (あみだくじ) 引きで契約の相手方を決定します。なお、この場合、見積書等を提出した者が来庁してくじを引くものとしますが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引かせます。

エ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、2回目の定時見積りを行います。

なお、別表1の地域区分で1回目の定時見積りを行った場合は、2回目の定時見積りは予定価格に関わらず別表2の地域区分により行います。

オ 提出された見積書等の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書等の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止めます。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表します。

(4) 発注

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方に対し発注します。

3 その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止又は取消しを行うことがあります。

別表 1

地域区分	納品先			本店等所在地市町村	
帯広周辺地区	A	帯広柏葉高等学校	幕別清陵高等学校	中札内高等養護学校 幕別分校	帯広市 幕別町
	B	帯広三条高等学校	芽室高等学校		芽室町 中札内村
	C	帯広緑陽高等学校	帯広工業高等学校	帯広農業高等学校	
	D	帯広盲学校	帯広豊学校	帯広養護学校	更別村 音更町
	E	中札内高等養護学校	更別農業高等学校		
	F	音更高等学校	上士幌高等学校		上士幌町 士幌町
十勝西部地区	鹿追高等学校	清水高等学校	新得高等支援学校	鹿追町、新得町、清水町	
十勝南部地区	大樹高等学校	広尾高等学校		大樹町、広尾町	
十勝東部地区	池田高等学校	本別高等学校	足寄高等学校	池田町、本別町、足寄町 陸別町、豊頃町、浦幌町	

別表 2

地域区分	納品先			本店等所在地市町村
十勝管内全域	帯広柏葉高等学校	幕別清陵高等学校	中札内高等養護学校 幕別分校	十勝管内全市町村
	帯広三条高等学校	芽室高等学校		
	帯広緑陽高等学校	帯広工業高等学校	帯広農業高等学校	
	帯広盲学校	帯広豊学校	帯広養護学校	
	中札内高等養護学校	更別農業高等学校		
	音更高等学校	上士幌高等学校		
	鹿追高等学校	清水高等学校	新得高等支援学校	
	大樹高等学校	広尾高等学校		
	池田高等学校	本別高等学校	足寄高等学校	